

議案書

平成 28 年 3 月

第 1 回 定 例 会

(後 送 分)

松 山 市

目 次

議案番号	件 名	議決結果	ページ
6 6	松山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について		1
6 7	松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について		27

議案第 66 号

平成 28 年 2 月 19 日提出

松山市長 野志克仁

松山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について

松山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(松山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 1 条 松山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

目次中	「 第 4 節 運営に関する基準（第 51 条—第 60 条） 第 4 章 認知症対応型通所介護」	を	第 4 節 運営 第 5 節 指定
			第 1 款 通 第 2 款 人 第 3 款 設 第 4 款 運
			第 4 章 認知症 に関する基準（第 51 条—第 60 条）
	域密着型通所介護		
	方針（第 60 条の 2 ）		

に関する基準（第60条の3・第60条の4）

に関する基準（第60条の5）

に関する基準（第60条の6—第60条の20）

療養通所介護の事業の人員、設備及び運営に関する基準

に改める。

則（第60条の21・第60条の22）

員に関する基準（第60条の23・第60条の24）

備に関する基準（第60条の25・第60条の26）

営に関する基準（第60条の27—第60条の38）

対応型通所介護

】

第7条第5項第7号中「第62条第7項」を「第60条の3第7項、第62条第7項」に改める。

第15条中「及び第68条」を「、第60条の6、第60条の28第1項及び第60条の29第2項」に改める。

第31条第2項及び第55条第2項中「この章」を「この節」に改める。

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 地域密着型通所介護

第1節 基本方針

第60条の2 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護（以下「指定地域密着型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第60条の3 指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下この節から第4節までにおいて「指定地域密着型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この節から第4節までにおいて「指定地域密着型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第4節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 指定地域密着型通所介護の単位（指定地域密着型通所介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下この条において同じ。）ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定地域密着型通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人以下の場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数
- (4) 機能訓練指導員 1以上

2 前項の規定にかかわらず、当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員（当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が10人以下である場合は、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は

介護職員（いざれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第6項において同じ。）を、常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができる。
- 5 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 6 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 7 地域密着型特別養護老人ホーム（松山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第58号）第44条に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいう。第62条第7項において同じ。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設に指定地域密着型通所介護事業所が併設される場合において、当該地域密着型特別養護老人ホーム又は指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員又は機能訓練指導員により当該指定地域密着型通所介護事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、第1項の規定にかかわらず、当該指定地域密着型通所介護事業所には、生活相談員又は機能訓練指導員を置かないことができる。
- 8 市長は、指定地域密着型通所介護事業者が第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、市の定める当該第1号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第60条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該管理者は、当該指定地域密着

型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

第3節 設備に関する基準

第60条の5 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合は、同一の場所を食堂及び機能訓練室とすることができること。

(2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

5 市長は、指定地域密着型通所介護事業者が第60条の3第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、市の定める当該第1号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(心身の状況等の把握)

第60条の6 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当

たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第60条の7 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける利用料の額のほか、規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定地域密着型通所介護の基本取扱方針)

第60条の8 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を自ら行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第60条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次のとおりとする。

- (1) 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、適切に行うこと。
- (2) 指定地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うこと。

- (3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこと。
- (4) 地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってこれを行うこと。
- (6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者的心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供すること。この場合において、特に、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えること。

(地域密着型通所介護計画の作成)

第60条の10 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者的心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえ、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成したときは、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 5 地域密着型通所介護従業者は、利用者ごとに、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況を記録しなければならない。

(管理者の業務)

第60条の11 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を

一元的に行うものとする。

2 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第60条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定地域密着型通所介護の利用定員
- (5) 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要な事項

(勤務体制の確保等)

第60条の13 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者によって指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第60条の14 指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある

場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第60条の15 指定地域密着型通所介護事業者は、地震、風水害及び当該指定地域密着型通所介護事業所の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下この条において「事業所防災計画」という。）を策定し、当該指定地域密着型通所介護事業所の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、事業所防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び利用者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の訓練の結果に基づき、事業所防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて事業所防災計画の見直しを行うものとする。
- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害が発生した場合に従業者及び利用者が当該指定地域密着型通所介護事業所において当面の避難生活をすることができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

(衛生管理等)

第60条の16 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第60条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本市の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会

議に対し指定地域密着型通所介護の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流に努めなければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合は、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第60条の18 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、第60条の5第4項の指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備及び保存)

第60条の19 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、規則で定めるところにより、利用者に対する指

定地域密着型通所介護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(準用)

第60条の20 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条及び第54条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第60条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 指定療養通所介護の事業の人員、設備及び運営に関する基準

第1款 通則

(通則)

第60条の21 指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護のうち、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であってサービスの提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者として、第60条の31第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下この節において同じ。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、第60条の7、第60条の8、第60条の13から第60条の18まで及び前条（第10条、第16条及び第54条の準用に係る部分を除く。）に定めるもののほか、この節の定めるところによる。

(基本方針)

第60条の22 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護の事業を行う者（以下この節において「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法（大正

11年法律第70号) 第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下の節において同じ。) 等との密接な連携に努めなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第60条の23 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所(以下この節において「指定療養通所介護事業所」という。)ごとに有すべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員(以下この節において「療養通所介護従業者」という。)の員数は、提供時間帯を通じて、専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が、利用者の数が1.5人当たり1以上確保されるために必要と認められる数以上とする。

2 前項の療養通所介護従業者のうち1人以上は、常勤の看護師であつて専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。

(管理者)

第60条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第3款 設備に関する基準

(利用定員)

第60条の25 指定療養通所介護事業所は、その利用定員(当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)を9人以下とする。

(設備及び備品等)

第60条の26 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じた面積以

上とする。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第4款 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第60条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第60条の34に規定する重要事項に関する規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第60条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第60条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を、文書の交付その他規則で定める方法により明示して説明し、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

（心身の状況等の把握）

第60条の28 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。

（指定居宅介護支援事業者等との連携）

第60条の29 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る

指定居宅介護支援事業に対して必要な情報を提供するよう努めなければならない。

- 3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するよう努めなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第60条の30 指定療養通所介護の方針は、次のとおりとする。

- (1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及び利用者が日常生活を営むことができるようするために必要な援助を行うこと。
- (2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを中心とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- (4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師、当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図るとともに、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図ること。
- (5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者的心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供すること。

(療養通所介護計画の作成)

- 第60条の31 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者的心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえ、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。
- 2 指定療養通所介護事業所の管理者は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って療養通所介護計画を作成しなければならない。

- 3 指定療養通所介護事業所の管理者は、既に訪問看護計画書（指定居宅サービス等基準条例第74条第1項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）第17条第1項に規定する訪問看護計画書をいう。）が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、療養通所介護計画を作成しなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならぬ。
- 5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成したときは、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 6 療養通所介護従業者は、利用者ごとに、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況を記録しなければならない。

（緊急時等の対応）

- 第60条の32 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策（以下この条において「緊急時等の対応策」という。）について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかなければならぬ。
- 2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。
 - 3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第60条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関への連絡等の必要な措置を講じなければならない。
 - 4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。
 - 5 第2項の規定は、前項の変更について準用する。

（管理者の業務）

- 第60条の33 指定療養通所介護事業所の管理者は、従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の指定療養通所介護事

業所の管理を一元的に行うものとする。

- 2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。
- 5 指定療養通所介護事業所の管理者は、従業者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第60条の3.4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定療養通所介護の利用定員
- (5) 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 非常災害対策
- (9) その他運営に関する重要な事項

(緊急時対応医療機関)

第60条の3.5 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければならぬ。

- 2 指定療養通所介護事業者は、その指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、又は隣接し、若しくは近接する医療機関のうちから前項の緊急時対応医療機関を定めなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、緊急時対応医

療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければならない。

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第60条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者で構成される安全・サービス提供管理委員会（次項において「委員会」という。）を設置しなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、規則で定める期間に1回以上委員会を開催することとし、事故事例等の安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策を検討し、その結果を記録しておかなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要な対策を講じなければならない。

(記録の整備)

第60条の37 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、規則で定めるところにより、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(読み替え)

第60条の38 指定療養通所介護の事業についての第60条の13第3項、第60条の17第1項及び第3項、第60条の18第4項並びに第60条の20の規定の適用については、第60条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第60条の18第4項中「第60条の5第4項」とあるのは「第60条の26第4項」と、第60条の20中「第60条の12」とあるのは「第60条の34」と、「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」とする。

第62条第7項中「（松山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第58号）第44条に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下この項において同じ。）」を削る。

第66条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改める。

第68条及び第69条を次のように改める。

第68条及び第69条 削除

第70条第2項中「指定認知症対応型通所介護事業者」の次に「（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）」を加える。

第73条を次のように改める。

第73条 削除

第74条第4号中「第76条において同じ。」を削る。

第75条から第79条までを次のように改める。

第75条から第79条まで 削除

第79条の2を削る。

第81条中「及び第54条」を「，第54条，第60条の6，第60条の7，第60条の11及び第60条の13から第60条の18まで」に改め，「訪問介護員等」との次に「あり，第60条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」と」を加え，「読み替える」を「，第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と，第60条の18第4項中「第60条の5第4項」とあるのは「第64条第4項」と読み替える」に改める。

第103条第1項中「事業所防災計画」を「地震，風水害及び当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の周辺地域の環境，立地条件等から想定される災害ごとに，当該非常災害が発生した場合における利用者の安全の確保のための体制，避難の方法等を定めた計画（以下この条において「事業所防災計画」という。）」に改める。

第106条を次のように改める。

第106条 削除

第109条中「第73条，第75条及び第78条」を「第60条の11，第60条の13，第60条の16及び第60条の17」に，「第73条第2項」を「第60条の1

1第2項」に、「第75条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」を「第60条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」に、「読み替える」を「、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替える」に改める。

第110条中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改める。

第129条中「第73条、第78条」を「第60条の11、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで」に、「、第105条及び第106条第1項から第4項まで」を「及び第105条」に、「第73条第2項」を「第60条の11第2項」に改め、「第6章第4節」との次に「、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」とを加え、「、第106条第1項から第4項まで第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を削る。

第130条第1項中「第8条第20項」を「第8条第21項」に改める。

第150条中「第73条、第77条、第78条、第100条及び第106条第1項から第4項まで」を「第60条の11、第60条の15、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで及び第100条」に、「第73条第2項」を「第60条の11第2項」に改め、「第7章第4節」との次に「、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」とを加え、「、第106条第1項から第4項まで第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を削る。

第180条中「第73条、第106条第1項から第4項まで」を「第60条の11、第60条の17第1項から第4項まで」に、「第73条第2項」を「第60条の11第2項」に、「第106条第1項から第4項まで第1項中「小規模多機能型居宅介護につ

いて知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」を「第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」に改める。

第192条中「第73条、第106条第1項から第4項まで」を「第60条の11、第60条の17第1項から第4項まで」に、「第73条第2項」を「第60条の11第2項」に、「第106条第1項から第4項まで第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」を「第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」に改める。

第205条中「第73条、第75条、第78条」を「第60条の11、第60条の13、第60条の16、第60条の17」に、「及び第101条から」を「、第101条から第105条まで及び」に、「第73条第2項」を「第60条の11第2項」に、「第75条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに」を「第60条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、「」に改め、「、第106条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と」を削る。

(松山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 松山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第50号）の一部を次のように改正する。

「第5節 指定療養通所介護の事業の人員、設備及び運営に関する基準

第1款 通則（第114条・第115条）

目次中 第2款 人員に関する基準（第116条・第117条） を「
第3款 設備に関する基準（第118条・第119条）
第4款 運営に関する基準（第120条—第131条） 」

第5節 削除」に改める。

第100条第1項第2号中「この章」を「この号及び第132条第1項第2号」に改め、同項第3号中「（次項において「提供単位時間数」という。）」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項第3号」を「前項第3号」に改め、「（前項の規定の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第6項において同じ。）」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項中「及び第2項」を削り、同項を同条第3項とし、同条中第5項を第4項とし、第6項から第8項までを1項ずつ繰り上げる。

第102条第2項第1号ア中「利用定員」の次に「（当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次節において同じ。）」を加える。

第7章第5節を次のように改める。

第5節 削除

第114条から第131条まで 削除

第132条第1項第3号中「（次項において「提供単位時間数」という。）」を削り、「この条」の次に「及び第134条」を加え、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項第3号」を「前項第3号」に改め、「（前項の規定の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。）」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項中「及び第2項」を削り、同項を同条第3項とし、同条中第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第134条第2項第1号ア中「利用定員」の次に「（当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）」を加える。

第181条中「、指定通所介護事業所」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）」を加える。

第245条第3項中「指定福祉用具貸与」の次に「、指定地域密着型サービス基準条

例第60条の2に規定する指定地域密着型通所介護（次項第3号において「指定地域密着型通所介護」という。）」を加え、同条第4項中「指定訪問介護、指定訪問看護及び指定通所介護」を「次の各号に掲げる事業」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 指定訪問介護
- (2) 指定訪問看護
- (3) 指定通所介護又は指定地域密着型通所介護

（松山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第3条 松山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第51号）の一部を次のように改正する。

第130条第7項中「条例第52号」の次に「。第232条第3項において「指定地域密着型サービス基準条例」という。」を加える。

第232条第2項中「指定居宅サービス事業者」の次に「、指定地域密着型サービス事業者」を加え、同条第3項中「次項第2号において同じ。」の次に「、指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準条例第60条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。次項第2号において同じ。）」を加え、同条第4項第2号中「指定通所介護」の次に「若しくは指定地域密着型通所介護」を加える。

（松山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例付則第5項第2号の規定によりなおその効力を有するものとされた松山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第4条 松山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第12号）付則第5項第2号の規定によりなおその効力を有するものとされた松山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第98条第1項第3号中「第8項及び第100条第4項において同じ」を「）又は指

定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（第8項及び第100条第5項において「指定通所介護事業者等」というに、「以下この条及び第100条第4項において同じ」を「）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準条例第60条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下この条及び第100条第5項において「指定通所介護等」というに、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条第8項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「第7項」を「第6項まで又は指定地域密着型サービス基準条例第60条の3第1項から第7項」に改める。

第100条第2項第2号中「遮へい物」を「遮蔽物」に改め、同条第5項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、「第3項まで」の次に「又は指定地域密着型サービス基準条例第60条の5第1項から第3項まで」を加え、「前3項」を「第1項から第3項まで」に改める。

第113条第6項中「第5項」を「第4項」に改める。

（松山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第5条 松山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改める。

第40条中第2項を第4項とし、第1項を第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本市の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し指定介護予防認知症対応型通所介護の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

第40条に次の1項を加える。

5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合は、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第63条を次のように改める。

第63条 削除

第66条中「及び第39条」を「から第40条まで」に、「読み替える」を「、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替える」に改める。

第87条中「第39条」の次に「、第40条」を加え、「、第62条及び第63条」を「及び第62条」に、「第57条中」を「第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第57条中」に改め、「、第63条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を削る。

(松山市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 松山市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第56号)の一部を次のように改正する。

第2条中「この条例」を「前項に規定するもののほか、この条例」に、「において」を「で」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次のように加える。

この条例において「指定居宅サービス等」とは、介護保険法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(松山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

2 松山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

付則第6項の表第98条第1項第3号の項中「第8項及び第100条第4項において同じ」を「(又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(第8項及び第100条第5項において「指定通所介護事業者等」という)に、「以下この条及び第100条第4項において同じ」を「(又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準条例第60条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下この条及び第100条第5項において「指定通所介護等」という)に、「又は指定通所介護」を「又は指定通所介護等」に改め、同表第98条第8項の項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「第7項」を「第6項まで又は指定地域密着型サービス基準条例第60条の3第1項から第7項」に改め、同表第100条第5項の項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、「第3項まで」の次に「又は指定地域密着型サービス基準条例第60条の5第1項から第3項まで」を加える。)

付則第7項の表中「第5項」を「第4項」に改める。

(提案理由)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)等の改正に伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関し、所要の規定の整備を図るため、本案を提出する。

議案第67号

平成28年2月19日提出

松山市長 野志克仁

松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第60号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第151条」を「一第151条」に、「・第161条」を「一第161条」に改める。

第96条第1号中「以下同じ。」で「）又は指定地域密着型通所介護事業者（松山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第52号。以下「指定地域密着型サービス基準等条例」という。）第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）で」に、「以下同じ。」を「）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準等条例第60条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）を」に改め、同条第2号中「以下同じ。」の食堂」を「）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂」に改め、「第102条第2項第1号」の次に「又は指定地域密着型サービス基準等条例第60条の5第2項第1号」を加え、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条第3号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改める。

第97条中「松山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第52号。以下「指定地域密着型サービス基準等条例」

という。)」を「指定地域密着型サービス基準等条例」に、「第111条第1号において」及び「同号において」を「以下」に改め、同条第1号中「登録者をいう」の次に「。以下同じ」を、「通いサービス、」の次に「第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。）第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第2号中「通いサービス、」の次に「第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、「以下」の次に「この号において」を加え、同条第3号中「をいう」の次に「。以下同じ」を加え、同条第4号中「通いサービス、」の次に「第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削る。

第111条第1号中「通いサービス、」の次に「第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第2号中「通いサービスの利用定員」の次に「（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第73条の4において準用する指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）」を加える。

第150条第1号中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第2号及び第3号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改める。

第150条の次に次の1条を加える。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第150条の2 次に掲げる要件を満たす指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通りサービスを提供する場合は、当該通りサービスを基準該当自立訓練（機能訓練）と、当該通りサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（機能訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等について、適用しない。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通りサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通りサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通りサービス又は指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通りサービス若しくは指定通所支援基準条例第73条の4において準用する指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通りサービスを利用するため当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を、29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、18人）以下とすること。

(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通りサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通りサービスの利用者の数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通りサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通りサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通りサービス又は指定通所支援基準条例第

56条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第73条の4において準用する指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。)を、登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、12人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に發揮しうる適當な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第73条の4において準用する指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準等条例第83条又は第194条に規定する基準を満たすこと。
- (5) この条の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービスを受ける障害者に対し適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第160条第1号中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第2号及び第3号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め

る。

第160条の次に次の1条を加える。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第160条の2 次に掲げる要件を満たす指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合は、当該通いサービスを基準該当自立訓練（生活訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（生活訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第73条の4において準用する指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するため当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を、29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、18人）以下とすること。
- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第73条の4において準用する指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障

害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。

)を、登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に發揮しうる適當な広さを有すること。

(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通りサービスの利用者数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通りサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通りサービス若しくは第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通りサービス又は指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通りサービス若しくは指定通所支援基準条例第73条の4において準用する指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通りサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準等条例第83条又は第194条に規定する基準を満たすこと。

(5) この条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通りサービスを受ける障害者に対し適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（提案理由）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）の改正に伴い、基準

該当事業の対象を拡大するため、本案を提出する。

